

## 苫小牧市資源回収団体奨励金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、資源の有効利用の促進を行っている資源回収団体（以下「回収団体」という。）に対し奨励金を交付することにより、集団回収意欲を高め、併せて家庭の生活に伴って生ずる一般廃棄物の減量と資源の有効活用の一層促進を図ることを目的とする。

### (交付対象)

第2条 奨励金の交付対象となる回収団体は、町内会、自治会、老人クラブ、学校PTA、子供会、同好会及びその他市民団体で、資源回収を行っている団体とする。ただし、次の団体を除く。

- (1) 営利を目的とする団体。
  - (2) 団体の役員等が暴力団又は暴力団関係企業と関わりを有する団体。
- 2 回収団体が、資源物を引き渡す回収業者については、苫小牧資源リサイクル協同組合に加盟する業者に限定とするものとする。

### (登録の届出)

第3条 資源回収を行い奨励金の交付を受けようとする回収団体は、苫小牧市資源回収団体登録申請書（様式1）により、あらかじめ市に登録しなければならない。

- 2 市長は、前項の登録申請があった場合、登録申請事項を審査し、当該申請が適当であると認めたときは苫小牧市資源回収団体として登録（以下「登録団体」という。）するものとする。
- 3 登録団体が登録事項に変更が生じたときは、苫小牧市資源回収団体変更申請書（様式1）を速やかに市長に提出しなければならない。
- 4 登録団体が登録を取り消すときは、苫小牧市資源回収団体取消申請書（様式1）を速やかに市長に提出しなければならない。

### (登録の通知)

第4条 市長は、前条に基づく登録の認定を行ったときは、苫小牧市資源回収団体登録通知書（様式2）により回収団体に通知するものとする。

### (奨励金の交付)

第5条 登録団体に対する奨励金は、登録団体の活動として資源回収活動が行われ回収業者に資源物を引き渡したことに對し交付する。

### (奨励金の対象品目)

第6条 奨励金の対象となる資源品目は、家庭から生じるもので、次のとおりとする。

古紙類（新聞紙、雑誌等、ダンボール、紙パック）、アルミ類

（奨励金の交付額）

第7条 奨励金の額は、対象品目の重量1kg当たり、一律3円とする。また、各品目の合計重量の1kg未満は切り捨てるものとする。

（実績の確認）

第7条の2 回収業者は、登録団体から資源物を回収した場合、資源回収取引証（様式4）により、その実績を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、半期ごとの対象品目の実績を計算し、登録団体に通知する。登録団体は、通知された実績に相違があった場合、通知した日から1週間以内に市長に申し出なければならない。

（交付申請）

第8条 奨励金の交付を受けようとする登録団体は、苫小牧市資源回収団体奨励金交付申請書（様式3）及び暴力団排除に関する誓約書（様式9）により、市が通知する期日までに申請を行わなければならない。

（奨励金の交付決定）

第9条 市長は、前条による申請が適正と認め奨励金の交付を決定した場合、苫小牧市資源回収団体奨励金交付決定通知書（様式7）により当該登録団体に通知し、半期ごとに交付するものとする。

（助成金の請求）

第10条 登録団体は、前条の規定により奨励金の交付を受けようとするときは、口座確認用紙（様式6）及び苫小牧市資源回収団体奨励金請求書（様式8）を市長に提出するものとする。

（報告及び調査）

第11条 市長は、登録団体に対し、奨励金の適正な交付を期するために、必要な事項について報告又は調査を求めることができる。

（奨励金の返還）

第12条 市長は、登録団体が虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたことが判明したとき又は特に必要があると認めたときは、交付した金額の全部又は一部を返還

させることができる。

(登録抹消)

第13条 市長は、登録団体が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録団体の登録を抹消することができる。

(1) 前条に該当する団体。

(2) 3年以上継続して奨励金の申請又は実績報告書の提出をしておらず、継続の意思が確認できない団体。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

2 資源回収取引証(様式4)は当分の間、従前の様式をもって同様の効力を有するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。

- 2 苦小牧市資源回収団体奨励金交付申請書（様式3）、びん類重量換算表（様式5）、口座確認用紙（様式6）及び苦小牧市資源回収団体奨励金請求書（様式8）は、令和4年12月31日まで、従前の様式をもって同様の効力を有するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の要綱の規定は、施行日以降に実施される資源回収について適用し、施行日以前に実施された資源回収に係る奨励金の交付については、なお従前の例による。
- 3 資源回収取引証（様式4）は当分の間、従前の様式をもって同様の効力を有するものとする。
- 4 びん類重量換算表（様式5）を廃止する。

(様式1)

### 苫小牧市資源回収団体（登録・変更・取消）申請書

※太枠内は必ず記入してください。

※変更の場合は変更箇所の方に✓を記入してください。

※取消の場合は太枠内及び代表者欄を記入してください。

下記のとおり申請いたします。

申請日		年 月 日			
団体名					
<input type="checkbox"/>	住所	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			
		市 町 丁目 番 号 字 番地の アパートなどの名称及び部屋番号（ 号室 ）			
	役職	電話番号	— —		
		携帯電話	— —		
フリガナ					
氏名					
<input type="checkbox"/>	住所	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>			
		フリガナ			
	役職	氏名			
電話番号	— —	携帯番号	— —		
<input type="checkbox"/>	活動範囲	町名（番地）単位等 ※ ○○○町など詳しく記入してください。 活動範囲の地図などがあれば裏面に添付してください。			
		特定世帯のみ 協力世帯 約 世帯			
<input type="checkbox"/>	回収品目	新聞紙・雑誌等・ダンボール・紙パック・アルミ類			
<input type="checkbox"/>	回収方法	回収（自宅前・集積所） ・ その他（ ）			
<input type="checkbox"/>	回収日程	※ 月・曜日・開始時間 等 記入してください。			
<input type="checkbox"/>	周知方法	※ 周知方法を記入してください。			
<input type="checkbox"/>	資源物保管庫	有 ・ 無	設置場所		
<input type="checkbox"/>	回収業者名				
<input type="checkbox"/>	ホームページでの公開	可 ・ 不可			

※ 奨励金申請時に使用しますので、コピーを取り保管してください。

(様式2)

苦 ぜ 第 × 号  
××年××月××日

## 苦小牧市資源回収団体登録通知書

団体名  
代表者名 様

××年××月××日付で申請がありました資源回収団体の登録について、貴団体を苦小牧市資源回収団体奨励金交付要綱第3条の規定に基づき登録団体として認定いたしましたので通知いたします。

××年××月××日

苦小牧市長 岩 倉 博 文

- ◇ 団体名、代表者の変更など登録内容に変更が生じた場合又は登録を取り消す場合は、随時「苦小牧市資源回収団体（変更・取消）申請書」の提出が必要です。
- ◇ 奨励金の適正な交付を期するため、必要があると認める事項について登録団体に報告を求め、又は調査する場合があります。

(様式3)

### 苫小牧市資源回収団体奨励金交付申請書

苫小牧市長 様

**※太枠の中の事項は全てご記入ください。**

年 月 日

団 体 名			
登 録 住 所	苫小牧市 町 丁目 番 号 字 番地の アパート等の名称及び部屋番号( 号室)		
役 職 名		代 表 者 氏 名	

苫小牧市資源回収団体奨励金交付要綱に基づき、下記のとおり奨励金交付について申請します。

#### 記

申 請 内 訳	新 聞 紙	:	kg	×	3円	=	円
	雑 誌 等	:	kg	×	3円	=	円
	ダンボール	:	kg	×	3円	=	円
	紙 パ ッ ク	:	kg	×	3円	=	円
	ア ル ミ 類	:	kg	×	3円	=	円
交 付 申 請 額	百万	十万	万	千	百	十	円

添 付 書 類

資源回収取引証 (様式4)

枚

資源回収取引証

年 月 日

団体名

代表者名

品目		数量	単価	金額
古紙類	新聞紙	kg		円
	雑誌等	kg		円
	ダンボール	kg		円
	紙パック	kg		円
金属類	アルミ類	kg		円
合計				円

所在地  
 回収業者 名称  
 代表者

(様式6)

## 口座確認用紙

××年××月××日

団体名	
-----	--

表紙と口座名義人の記載されたページの2種類の写しを下の枠内に貼付してください。

<p>表紙を貼付してください</p>
<p>口座名義人の記載されたページを貼付してください</p>

※貼付していただきました書類は、奨励金交付以外には使用しません。

(様式7)

苫小牧市指令ゼ第×号

団体名  
代表者名 様

### 苫小牧市資源回収団体奨励金交付決定通知書

××年××月××日付けで「苫小牧市資源回収団体奨励金交付申請書」にて申請がありました奨励金の交付について、苫小牧市資源回収団体奨励金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり交付額が決定いたしましたので通知いたします。

××年××月××日

苫小牧市長 印

#### 記

1 奨励金の交付金額 ×××× 円

内訳

新聞紙	×××kg	×××円
雑誌等	×××kg	×××円
ダンボール	×××kg	×××円
紙パック	×××kg	×××円
アルミ類	×××kg	×××円

2 奨励金交付事業の内容等

資源の有効利用の促進を行っている資源回収団体に対し奨励金を交付する。

3 交付条件

- (1) 資源回収を行い奨励金の交付を受けようとする回収団体は、苫小牧市資源回収団体登録申請書により、あらかじめ市に登録しなければならない。
- (2) 奨励金の交付対象となる回収団体は、町内会、自治会、老人クラブ、学校PTA、子供会、同好会及びその他市民団体で、資源回収を行っている団体とする。
- (3) 市長は、申請が適正と認め奨励金の交付を決定した場合、苫小牧市資源回収団体奨励金交付決定通知書により当該登録団体に通知し、半期ごとに交付するものとする。

※ 虚偽その他不正な手段により奨励金の交付を受けたことが判明したとき又は特に必要があると認めるときは、交付した金額の全部又は一部を返還させ、当該登録団体の登録を抹消することがあります。

(様式8)

××年××月××日

苫小牧市長 様

申請者 団体名  
住 所  
役 職  
氏 名

××年度 苫小牧市資源回収団体奨励金請求書

××年××月××日付け苫小牧市指令ゼ第××号で交付決定された苫小牧市資源回収団体奨励金について、金 ××××円を請求します。  
奨励金は、下記の口座に振り込んでください。

記

フリガナ			
口座名義人			
金融機関名	銀行 金庫 組合	※口座開設店名	店
預金種目	普通・当座	口座番号	

※口座名義人は、団体名や肩書きの有無に注意して通帳に記載のとおり記入してください。  
※口座名義人が団体名または代表者名と異なる場合は、委任状が必要となります。

発行責任者及び担当者

・発行責任者	(連絡先 )
・担当者	(連絡先 )

(様式9)

## 暴力団排除に関する誓約書

年 月 日

苫小牧市長 様

団体名

代表者 住 所

(フリガナ)

氏 名

生年月日 年 月 日

当団体は、苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例の趣旨に基づき、苫小牧市が苫小牧市資源回収団体奨励金交付制度において、暴力団等の不当介入を排除していることを承知した上で、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 当団体は、次の各号のいずれにも該当せず、また、今後においても該当することはありません。
  - (1) 団体の役員等（代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められること
  - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が団体の運営に実質的に関与していると認められること
  - (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められること
  - (4) 役員等が、暴力団等（暴力団、暴力団員又は暴力団関係事業者をいう。以下同じ。）に対して資金等を供給し、又は便宜を供するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- 2 当団体は、1の各号の該当の有無を確認するため、苫小牧市から役員名簿等の提出又は情報提供を求められたときは、速やかに応ずるとともに、本誓約書及び当該役員名簿等が苫小牧市から札幌方面苫小牧警察署（以下「警察署」という。）に提供されることに同意します。
- 3 当団体は、暴力団等から不当な要求行為を受けた場合は、速やかに苫小牧市に報告し、警察署に通報します。
- 4 当団体は、本誓約書が虚偽であったこと、又はこの誓約に反したことにより、集団回収奨励金の交付対象から除かれ、団体の登録を抹消されることに異存ありません。また、これらにより損害が生じた場合でも、すべて当団体の責任とし、苫小牧市に対し何ら請求しません。